

第1章 住民の安全を守る

p. 26 第1節

■注

- 1) <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/jyuseikatsu/kihonkeikaku.pdf>
- 2) 不燃領域率の定義について、以下参照。
http://www.uraja.or.jp/town/system/2010/doc/201002_01.pdf
- 3) http://www.jishin.go.jp/main/chousa/14_yosokuchizu/index.htm#k
- 4) http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/07/070711_.html
http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000102.html
- 5) http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130528_honbun.pdf
- 6) http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_keikaku.pdf
- 7) <http://www.mlit.go.jp/common/000188287.pdf>
- 8) <http://www.mlit.go.jp/common/000149774.pdf>
- 9) 第2節II 4 参照
- 10) 同上

p. 40 第2節 I

■注

- 1) 都市計画法に基づく防火地域、準防火地域を外して独自の防火条例を定めた事例として「京都市伝統的景観保全に関する防火上の措置に関する条例」がある。以下の URL 参照。
http://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00001083.html
また、地区計画を都市計画区域外でも適用するのに参考になる事例として、景観法第 74 条の準景観地区の事例がある。
- 2) 地方都市の駅前の市街地再開発事業で創出した床での商業店舗経営の問題点については、木下斎氏ほかの論考参照。
http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u58_01.pdf
- 3) エリア・イノベーションレビュー、No126 参照。以下の URL で購読可能。
<http://areaia.jp/item/magazine-29.php>
- 4) 地区計画等を活用して、密集市街地等の耐火性能を向上させる取組みを整理したものとして、以下の国土技術政策総合研究所の論文集参照。
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0368.htm>
- 5) 国土交通省は、東日本大震災を踏まえて、復興関係の法律は、東日本大震災に限定した特例法が制定される一方で、津波災害の予防に特化した「津波防災地域づくりに関する法律」を国会に提出し法律を制定した。この法律は、土砂災害防止法をモデルにして、国土交通大臣又は都道府県知事が、従来の防潮堤に加え、津波防護施設を整備するとともに、都道府県知事が警戒区域、特別警戒区域

を定め、開発行為を制限することにしている。このうち、津波防護施設は、予算制度が十分存在しないので実際には適用が難しい。また、公共施設計画や特別警戒区域などの土地利用制限の主体が、都道府県知事という、通常、土地利用制限を自らが行わず、また、住民から遠い主体に委ねている点で疑問がある。住民の命や財産に最も身近である市町村長の意見と知事の意見が食い違う場合に、知事の意見が尊重されるというようなことは、P28 1 (1) ②「住民の理解と協力を得る」という政治思想的的前提や1 (2) ④の「市町村第一主義」とも反するおそれがある。

- 6) 「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」は、都市施設として決定する区域に建築物が存在しないことを条件としているが、本来、都市施設という土地収用対象となる施設整備事業を実施できるかどうかは、その施設の公共性如何にかかっているのであって、その対象地域が農地か建築物がある敷地かどうかで公共性の判断が変わるものでは原則としてないと考える。もちろん、正当な補償をすること、その建築物で営まれていた生活の補償を的確に対応することは当然だが、建築物だけをとりあげて、それが存在しないことを要件とする都市施設、土地収用対象事業という考え方には疑問がある。
- 7) 2000 年に国土交通省河川局が中心に立案した「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）では、都道府県知事が警戒区域、特別警戒区域を設定することになっており、土地利用制限を通常行わず、また、住民から遠い主体である都道府県知事に委ねているということで、「津波防災地域づくり法」と同じ問題点を持っている。また、特別警戒区域での建築物の構造制限というのも、正面から議論すれば土砂災害に耐えられる建築物構造はトーチカのようなものとなってしまい、現実性がない。また、住宅立地禁止や住宅の一階の用途制限ということも、土砂災害防止法では対応できないので、防災都市計画の手法としては使いにくいものになっている。
- 8) 横須賀市では活断層上の建築物を地区計画で制限している。活断層上の建築物の誘導に関しては以下の URL の論文参照。<http://www.mlit.go.jp/common/000037325.pdf>
- 9) 被災市街地復興推進地域における建築行為、開発行為の規制について、阪神・淡路大震災の時には、神戸市において、土地区画整理事業の都市計画制限より厳しいとの理解があったようだが（中山久憲『神戸の震災復興事業』学芸出版社、2011.9.15）、誤解である。柔軟に建築行為、開発行為の許可をすることは可能である。
- 10) 大津波に関する防潮堤の高さについては、比較的頻度の高い津波に対しては防潮堤で対応し、それ以上の低頻度の巨大津波については土地利用などで対応するという方針が中央防災会議及び国土交通省等で示されているが、今後の南海トラフ巨大地震に伴う巨大津波などに対して、このような方針で防潮堤を整備することが現実的なのかどうかも含めて、政策当局及び学識経験者において再検証されることを希望する。その際に、日本大学の谷下雅義先生の指摘されている、海が見えることが適切な避難行動に重要との指摘も含めて検討してほしい。

<http://ci.nii.ac.jp/naid/130004557099>

この基準の策定の経緯等については、拙稿参照。

http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u58_08.pdf

p. 74 第2節Ⅱ

■注

- 1) 以下の URL 参照。

<http://shoji1217.blog52.fc2.com/blog-entry-1563.html>

- 2) 以下の URL 参照（別紙の 7 ページ）。

<http://www.mlit.go.jp/common/000170245.pdf>

- 3) 宇野健一さんは、有限会社アトリエ U 都市空間計画室代表取締役

- 4) 以下の URL 参照。

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chousakai/tohokukyokun/pdf/tyuukan.pdf>

- 5) 以下の URL 参照。

http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000361.html

- 6) 以下の URL 参照。

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chousakai/tohokukyokun/pdf/houkoku.pdf>

- 7) 以下の URL 参照。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000073.html

- 8) 以下の URL 参照。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000429.html

- 9) 以下の URL 参照。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130322_youkou.pdf

- 10) 以下の URL 参照。

http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u57_03.pdf

- 11) 海岸法第2条の3第3項において、「都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴かなければならない。」第5項において、「関係海岸管理者は、前項の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定しており、海岸法の観点からも、海岸保全基本計画を定めるときは、市町村の意見を聞くとともに、必要に応じて住民の意見を反映させる措置を講じることとなっている。これを一段進めて、津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくり法の趣旨からは、よりいっそう、地元市町村及び住民と、海岸管理者である都道府県知事とは密接な調整が必要と考える。

- 12) 先に掲げた 2011 年 7 月 8 日の通知においては、「堤防の天端高は、(中略) 海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。」と記載されている。また、平成 23 年 11 月 16 日の海岸における津波対策検討委員会提言においては、上記通知で掲げられた留意点に加え、「港湾及び漁港への利用者への配慮にも努めることが必要である。」と記述されている。これらの環境保全、周辺環境との調和、公衆の利用や港湾及び漁港の利用者への配慮をするためには、当然地元市町村及び住民の意見を尊重する必要があり、海岸管理者向けの通知等にお

いてもそれらの必要性は認識されていると解される。

- 13) 現在の東日本大震災の被災地の復旧、復興事業は基本的に大部分が国費で実施されており、これは、被災地以外の国民が実質、費用負担をしていると考えることができる。この被災地以外の国民に対しては、避難施設、避難路の整備を中心とした「逃げる」津波対策を制度的に前提にしながら、東日本大震災の被災地では、高頻度（数十年から百数十年に一回）の津波は海岸保全施設で食い止めるという「ハードで防ぐ」事業を実施することについて、「均衡がかけているのではないか」という問題意識である。これは、だからといって、全国をすべて「ハードで防ぐ」という趣旨ではなく、東日本大震災の被災地においても、ベースは「逃げる」津波対策を原則としつつ、地域住民の理解が得られ、費用対効果も高い地区については、ハードの対応も考えるといった、高頻度の津波に対しても、ソフト・ハードの双方から検討するのが、東日本大震災の被災地と、被災地外との国民に対する整備の水準のバランスの取り方と考える。
- 14) 逃げ地図は、以下の URL 参照。
<http://www.nigechizuproject.com/>
- 15) 地区の単位は、協議や話し合いがまとまりやすい、既存の地域のまとまりの単位を活用することが望ましい。
- 16) 避難行動要支援者名簿は、全市町村に作成が義務づけられているが、それらを提供する相手については民生委員になるのか、自治会長になるのかなど、事前に市町村地域防災計画において示されることになっている。また、その名簿を保持する者には守秘義務が課されることになる
- 17) 災害対策基本法上は「地区の居住者及び事業者が共同して」提案することになっているが、過半数等の要件は必要ないので、その地区協議会を代表する肩書きと氏名で提案すれば足りるものである。
- 18) 法律上は市町村が地区防災計画の策定の必要性を判断することになるが、地元の住民等がまとまってその素案を作成する段階においては、避難活動等を地区の共助で行う地区的意向が存在していることから、これを否定する理屈は市町村には事実上存在し得ないという意味である。内閣府が2014年3月にまとめた「地区防災計画ガイドライン」のp.37には、「例えば、極めて対象範囲が限定された防災計画のようなものが計画提案として市町村防災会議に提案された場合には、一般には、市町村地域防災計画に位置付けるのになじまないと判断されることが想定されます。」と記載されているが、なぜ、範囲の狭い地域に限定されている地区防災計画を市町村の地域防災計画に位置づけるのがなじまないのか、立法作業者としては理解できない。（西澤雅道ほか『地方防災計画入門』（エヌティティ出版、2014年）参照）
- 19) 以下の URL 参照。
http://www.iwateba.jp/wp-content/uploads/2014/04/20131125_fukkoujigyouutinokakuho.pdf
- 20) 以下の URL 参照。
http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20131021_youchi.pdf
- 21) 以下の URL 参照。
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18601017.htm

22) 以下の URL 参照。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kenkyu/h23/pdf/12.pdf>

23) 小口幸人弁護士から指摘をいたいたように、不在者財産管理人や相続財産管理人は、本来、財産の保全のための保存行為を行うことが職務であり、特段の位置づけなしに、売却処分のような権限外行為の許可申請を自主的に家庭裁判所が行う可能性は低い。また、仮にした場合であっても家庭裁判所が許可するかどうかは一律にはいえない。このような財産管理人の性格を考えると、例えば、復興事業のために都市施設の都市計画決定がしてある区域内の土地について、復興事業の事業者（事業の受託者を含む。）から売却の申し出があった時には、当該財産管理人は家庭裁判所に権限外行為の許可の申請をしなければならない、といった規定を創設する可能性も検討する必要がある。また、当該申請を受けた家庭裁判所は、買収価格が適正なものであると認めたときは、売却処分を許可しなければならない、といった規定も検討しうる。法律が、司法機関である家庭裁判所の判断をどれだけ縛れるかといった議論もありうるが、収用事業として、最終的には強制的に買収できることが明らかになっている都市施設の都市計画決定区域内であれば、財産管理人への権限外行為についての許可申請の義務づけ、家庭裁判所での判断事項を価格審査だけに限定するという法律改正事項もありうると考える。

24) 以下の URL 参照。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140318_higashinippondaishinsai_fukkoh.pdf

25) 復興庁も防災集団移転促進事業で買収した土地の活用方法について、事例紹介を公表している。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20150116_motochi_jireisyu.pdf

ただし、いずれも低地の土地利用方針が明確な事例であり、土地利用方針が明確でない段階での集約に役立つケースは少ないと思われる。なお、2015年10月現在で、復興庁等は土地の集約のための税制要望を関係省庁に対して行っている。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000375525.pdf

26) 国税については、居住用財産の買い換え特例の100%買い換えが平時でも存在しており、東日本大震災特例で、事業用資産についても買い換え特例が100%できることになっている。また、登録免許税も免税となっている（参考 http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/ss230428s.pdf）。地方税も不動産取得税は東日本震災特例で非課税となっている（参考

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2011/explanation/PDF/p845_875.pdf）。

これらの特例が災害危険区域内で当面使用目的のない個人又は法人が所有する宅地と市町村が保有する使用目的のない宅地の交換について適用できるかどうかには、疑問がある。なんとか現地の税務担当部局との調整で免税なり繰り延べがされる可能性があるが、疑義があることは間違いないので、きちんとした制度設計が必要と考える。

27) 広場や空地といったオープンスペースについては、より人々の賑わいの空間としての価値を重視する考え方が都市計画の分野では主流となっており、従来の植物を中心とした都市公園から、都市

のオープンスペースと建築物の一体的な空間とそこへの賑わいの入を目指した、新しい「広場」概念の構築と制度化が求められる。

p. 79 第3節 参考資料

(1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）

第3条防災街区整備方針、第32条防災街区整備地区計画、第6章防災街区整備事業、第7条防災施設の整備に注意する。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%96%a7%8f%57%8e%73%8a%58%92%6e&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H09HO049&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(2) 街並み誘導型地区計画

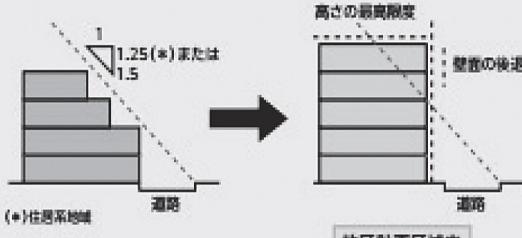
街並み誘導型地区計画のわかりやすい説明資料（東京都中央区月島の地区計画説明資料より）は以下のとおりである。

月島地区地区計画は、連続した街並みを誘導しつつまちの更新を推進する制度です。

地区計画区域内での建替えは一定の制限を受けることになりますが、一方で建築基準法のみでの建替えでは利用できなかった容積率が活用できたり、道路斜線を超えて建築することが可能となります。

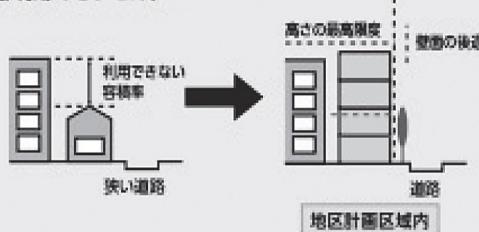
◆道路斜線制限が緩和されます

前面道路の反対側からの道路 斜線を超えて建物を建てることができます。
斜線を超えて建物を建てることができません。



◆容積率制限が緩和されます

狭い道路に面する敷地の容積率は、
前面道路幅員(m) × 0.4 (*)
または0.6
となり、指定された容積率が全部利用できません。



(3) いわゆる「二項道路」

いわゆる「二項道路」は建築基準法第42条第2項、「三項道路」は同条第3項による。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8c%9a%92%7a%8a%ee%8f%80%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25H0201&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（南海トラフ特別措置法）

第 13 条（補助の特例措置）に注意する。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%8C%93%EC%8AC%81E%93%EC%8AC%92n%90k%82%C9%8CW%82%E9%92n%90k%96h%8D%D0%91%CE%8D%F4%82%CC%90%84%90i%82%C9%8A%D6%82%82%82%E9%93%C1%95%CA%91%5B%92u%96%40&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H14H0092&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(5) 津波防災地域づくりに関する法律（津波地域づくり法）

第 7 章の津波防護施設には十分な予算措置がないことに注意する。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%92%c3%94%67%96%68%8d%d0&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H23H0123&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(6) 被災市街地復興推進地域

被災市街地復興特別措置法第 2 章に被災市街地復興推進地域が規定されている。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%94%ed%8d%d0%8e%73%8a%58%92%6e&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H07H0014&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(7) 地区防災計画

災害対策基本法第 42 条 3 項及び第 42 条の 2 に地区防災計画が規定されている。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%94%ed%8d%d0%8e%73%8a%58%92%6e&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H07H0014&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(8) 大規模災害からの復興に関する法律

国の緊急対策本部が設置される巨大災害を特定大規模災害、国の災害対策本部が設置される大災害を特定大規模災害「等」として、各特例を書き分けているので注意する。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%91%e5%8b%4b%96%cd%8d%d0%8a%51&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H25H0055&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

第2章 地域経済を再生する

p. 104 第1節

■注

1) 参考文献1及び2参照。

2) 以下のURL参照。

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_h24.html

3) 大都市と地方のコミュニティ力については以下の資料参照。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/new_community/pdf/080724_1_si4.pdf

4) 参考文献3によれば、日本人の幸福感は、年収700万円程度までは年収と比例すること、年収が減少すると幸福感は著しく減少することが指摘されている。

5) 九州家守舎のリノベーション事業による経済効果は以下のURL参照。

<http://test.yamorisha.com/app/wp-content/uploads/2014/09/3f0342f65e4aee3b2efa8cf60cb0fd8c.pdf>

オガール紫波の経済効果について、『平成26年度土地白書』p.22参照。

<http://www.mlit.go.jp/common/001042868.pdf>

6) 地方創生に関する拙稿については以下のURL参照。

http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/research_01.pdf

http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/research_06.pdf

7) 規制改革会議でのリノベーションに係わる規制緩和の議論については以下のURL参照。

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/discussion/150312/gidai1/agenda.html>

8) 豊四季台団地の事業の資料は以下のURL参照。

<http://www.ur-net.go.jp/east/chiba/program/tyouju/index.html>

9) 次世代郊外まちづくりの資料は以下のURL参照。

<http://jisedaikogai.jp/machizukuri2013/>

10) 「一団地の住宅施設」「一団地の総合的設計の認定」については以下の資料参照。

<http://www.mlit.go.jp/common/001053577.pdf>

11) 空き家の福祉転用の課題については、参考文献4が詳しい。

12) 農山村での住民の協同主義的なビジネス展開については、参考文献5が詳しい。また第3章第1節の注12も参照。

13) 長岡市のこぶし園の活動については以下のURL参照。

<http://www.kobushien.com/index.php>

14) 森記念財団の世界都市ランキング。<http://www.mori-m-foundation.or.jp/gpci/>

15) 東京都心の再生に関する拙稿は以下のURL参照。

http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/research_10.pdf

- 16) 三大都市圏の鉄道混雑率の推移は以下の URL の資料参照。
<http://www.mlit.go.jp/common/000225773.pdf>
- 17) 東京の満員電車対策については、阿部等『満員電車がなくなる日』(角川 SSC 新書、2008 年) 参照。
- 18) 公営地下鉄の各社の経営状況が整理されたものとして「公営地下鉄の建設資金と収益状況」(大和総研 2012.5.17) 参照。
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/capital-mkt/12051701capital-mkt.pdf>
- 19) LRT、路面電車の各社の経営状況が整理されたものとして、金高太輝氏の論文を参照。
<http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/52353/1/K-03433.pdf>

p. 112 第 2 節 I

■注

- 1) 木下斉ほか「再開発事業等の施設開発の構造的課題と求められる転換」『アーバンスタディ』第 58 号 http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u58_01.pdf
- 2) 佐々木晶二「民間都市開発に対する政策金融の新たな展開について」第 3 章『アーバンスタディ』第 58 号 http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u58_07.pdf
- 3) 公民連携事業機構の HP <http://ppp-p.jp/>
- 4) オガール紫波プロジェクト <http://www.ogal-shiwa.com/>
オガール紫波では、産直施設に対して農林水産省の補助金を入れずに自由な経営をして、利益をあげている。
- 5) 北九州家守舎の活動 <http://www.yamorisha.com/>
- 6) 農家民宿の運用改善措置は、まちなかのビルや商店などのイノベーションや公民連携事業でも活用できるべきと考える。
<http://www.oishii-shinshu.net/green-tourism/farmhouse/minshuku>
- 7) 札幌大通りまちづくり会社の活動内容 <http://sapporo-odori.jp/>
- 8) 大通交流拠点地下広場
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/project/odori-plaza.html>
札幌市北三条広場 <http://kita3jo-plaza.jp/>
- 9) タクシー待ちの空間はタクシー会社が会社の費用で用意すべきであり、あとはショットガン方式を採用すべきと考える。 <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/09/091024/01.pdf>
- 10) LRT などの軌道系を導入する場合には、中心市街地の自家用車の交通規制、受益を受ける地区の都市計画税の引き上げなど、総合的な都市対策を講じるとともに、増税分の補助を除いて、継続的に運営費補助のために税金を垂れ流すのではなく、民間事業者として一定期間内に、単年度黒字、累積赤字の解消になる経営条件を満たすことが必要だと、現時点では考える。
- 11) 島田氏の北九州家守舎の HP にある。 <http://www.yamorisha.com/news/641>

p. 121 第2節Ⅱ

■注

- 1) まち・ひと・しごと創生法。 http://www.cas.go.jp/jp/houan/140929_1/houan_riyu.pdf
- 2) 経済産業省が経済産業局を通じて、各県などに説明している資料。
http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2015/pr/pdf/chuki_01.pdf
- 3) 都市計画運用指針の最新の改正の新旧対照表。
<http://www.mlit.go.jp/common/001049831.pdf>
- 4) オガール紫波の概要。 <http://www.ogal-shiwa.com/>
- 5) 北九州家守舎の概要。 <http://www.yamorisha.com/>
- 6) オガール紫波のプロジェクトが狭い範囲に集約されていることを示す地図。
<https://mapsengine.google.com/map/edit?hl=ja&authuser=0&mid=zcfgyyvEAFtA.kYpStnp2tAB0>
- 7) 北九州家守舎などが行っている小倉地区のリノベーションプロジェクトが狭い範囲に集約されていることを示す地図。
<https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zcfgyyvEAFtA.kHqr4-ISW1pU&usp=sharing>
- 8) 東京のまちづくり経営のプロである木下斎氏が中心となって運営するAIAとそれと連携するまちづくり会社のネットワークが分かる地図。
<https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zcfgyyvEAFtA.kkUq9YgG023o&usp=sharing>
- 9) 地方の製造業のプランディングと事業の再生を手がけている中川政七商店の中川淳氏の会社支援のネットワークがわかる地図。
<https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zcfgyyvEAFtA.kz0Zog9otsA0&usp=sharing>
- 10) ふるさと創生事業の事業例。 <http://matome.naver.jp/odai/2136073851093733701>
- 11) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/honbukaiigou/h27-06-30-siryou1.pdf>
- 12) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/honbukaiigou/h27-08-04-siryou1.pdf>

p. 128 第2節Ⅲ

■注

- 1) 森記念財団の世界都市ランキング。 <http://www.mori-m-foundation.or.jp/gpci/>
- 2) 以下のURL参照。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00051733/136.pdf>
- 3) パットナム『孤独なボウリング』(柏書房、2006年)によれば、開放的で人的ネットワークが豊富なシリコンバレーではイノベーションが起きたが、ボストンのルート128では垂直的でトップダウンな組織構造だったのでイノベーションが起きなかつたと分析している。
- 4) 東京の満員電車対策については、阿部等『満員電車がなくなる日』(角川SSC新書、2008年) 参照。

p. 130 第3節 参考資料

(1) 都市再生特別措置法

地方都市や住宅市街地対策としては、第5章の都市再生整備計画の部分を参照。なお、第5章の特例は、都市計画区域に限定されることにも留意してほしい。東京都心などブロック中枢都市の都心の都市再生については、第4章の都市再生緊急整備地域の部分を参照。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%8d%c4%90%b6%93%c1%95%ca%91%5b%92%75%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H14HO022&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(2) 地方都市における地域 SPC 法人への出融資

一般財団法人民間都市開発推進機構のまち再生出資が活用できる。

http://www.minto.or.jp/archives/results_02.html

(3) 東京都心及びブロック中枢都市都心での都市再生事業への出融資

一般財団法人民間都市開発推進機構の融資制度が活用できる。実質的な融資である共同型都市再構築業務やメザニン支援業務が有効と考える。

<http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html>

<http://www.minto.or.jp/products/mezzanine.html>

(4) 道路上でのカフェや広告板設置などの特例

道路占用許可の緩和制度はいくつかある。このうち、市町村が独自に計画策定をするだけで国の認定がいらない簡便な手続で特例が受けられるものとして、(1)でリンクをはった都市再生特別措置法第62条の規定の活用があり、これが一番簡便である。

(5) 河川敷地の有効活用

平成23年に改正された河川敷地占用許可準則では、市町村ではなく河川管理者が都市再生・地域再生を判断するという点でやや難点もあるが、河川敷地の有効利用のための規制緩和がなされた。以下のURLで示される文章の赤字の部分に注意。

<http://www.mlit.go.jp/common/000136993.pdf>

(6) 都市公園の有効利用

都市公園については、十分な有効活用の手立てが講じられていない。とりあえず、公園施設の定義は都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条に規定されており、この規定の「これらに類するもの」を公園管理者が弾力的に判断することが可能である。

また、公園施設については当初から都市公園法第5条で民間事業者が設置許可を受けて整備し管理することが認められており、これを積極的に活用することが望ましい。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%8c%f6%89%80%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S31HO079&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%8c%f6%89%80%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S31SE290&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(7) 指定管理者制度

指定管理者制度は 2003 年に創設された。地方公共団体が所有し管理している公の施設について、従来は公的主体にのみ管理委託が認められていたのを民間事業者に開放した制度である。しかし、指定管理者の条文は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項以下、一条で規定しているだけであり、道路法など個別管理法との関係を法律上整理していない。制度創設時の総務省から、関係省庁に対する説明では、個別管理法の考え方が地方自治法に優先するという整理していた。

このため、公物管理法を担当する国の部局は、使用許可など権力的行為はできずに事実行為のみが行えるという解釈を通知しており、地方のニーズとずれている部分もある。また、その通知も必ずしも総務省の消極的な抵抗意識のためか、インターネット上に一覧で掲載されていない。

このため、以下、関係省庁の通知文を記載する。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%92%6e%95%fb%8e%a9%8e%a1%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S22HO067&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

<http://shitekan.furusato-ppp.jp/?article=%E6%8C%87%E5%AE%9A%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%80%85%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E9%80%9A%E7%9F%A5%E7%AD%89&dest=info&menuname=%E5%88%B6%E5%BA%A6%E9%81%8B%E7%94%A8%E4%B8%8A%E3%81%AE%E3%83%9D%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%88&catname=%E9%96%A2%E4%BF%82%E9%80%9A%E7%9F%A5%E7%AD%89>

第 3 章 社会的弱者を守る

p. 171 第 1 節

■注

- 1) 大辞林によれば弱者とは「弱い者。力のない者。社会的に弱い立場にある者」とされる。なお、法令上は「社会的弱者」という用例は存在しない。

- 2) 池田宏『都市論集』(1940年)、水内俊雄『モダン都市の系譜』(ナカニシヤ出版、2008年) 参照
- 3) <http://www.policycouncil.jp/pdf/prop04/prop04.pdf>
http://www.policycouncil.jp/pdf/prop04/prop04_2.pdf
- 4) 拙稿参照。 http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u59_01.pdf
- 5) 拙稿参照。 http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u59_02.pdf
- 6) 高齢者の社会移動率よりも、生産年齢人口の社会移動率が高いため、介護サービスの需要が高まれば、高齢者が移住するよりも、高い賃金水準に引かれて生産年齢人口が東京圏に集中する可能性もあると考える。同様の視点として以下のブログ参照。
<http://d.hatena.ne.jp/Chikirin/20150618>
- 7) 園田真理子「新たな推進主体としての地域善隣事業の構想」(「社会保障旬報」No. 2579)
- 8) <http://www.mlit.go.jp/common/001087252.pdf>
- 9) http://www.ur-net.go.jp/press/h25/ur2014_press_0109_choukourei.pdf
- 10) <http://jisedaikogai.jp/machizukuri2013/>
- 11) http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u60_05.pdf
- 12) 住区基幹公園は、街区公園、地区公園、近隣公園の集計概念で、徒歩圏にある身近な公園のことである。
- 13) 福祉施設に対する消防法や建築基準法の単体規定については、福祉施設立地の抑制による負の影響と、火災等の抑止効果による正の効果を総合的にリスク判断して、例えば、中西準子氏が『環境リスク学』(日本評論社、2004年)で分析したように、例えば、トータルで生存年齢が上昇するか否かを計測する必要がある。現時点で、そのような技術的検証がないまま、消防法等の規制を緩和することは難しいと考える。

p. 189 第2節

■注

- 1) 参考文献1及び2参照
- 2) <http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/GB-honbun.pdf>
なお、現行の福祉有償運送の仕組みは、タクシー事業者やバス事業者の同意を得る必要があるため、高齢者が求めるルート、例えば、病院までとかスーパーまでのルートについて、同意が得られない場合があり、その点をより高度な公共性の観点から調整する仕組みがないのが問題である。
- 3) 電鉄会社が鉄道駅周辺に高齢者見守りサービスなど生活サービス提供事業に取り組む事例がでできている。しかし、まだ、モデル事業であって、独立してビジネスとして成立はしていないと思われる。<http://jisedaikogai.jp/http://gendai.ismedia.jp/articles/-/37472>
- 4) セブン・イレブンが熊谷市で高齢者見守り協定を結んだ事例。
http://www.sej.co.jp/dbps_data/_material/_localhost/pdf/2011/kumagaya.pdf
- 5) コンビニエンスストアの商圈は、4,5百メートルであり、近隣住区理論に基づき事業者が整備した公園は、ちょうど商圈とほぼ一致しており、コンビニエンスストアを含む生活サービス事業所の立

地場所としては適していると考えられる。<http://diamond.jp/articles/-/35630>

- 6) ロナルド・H・コースの「取引費用と情報の非対称性がない場合には、交渉により外部不経済の発生をおさえ公平な財の配分ができる」という議論は承知しているが、住宅については、取引費用、情報の非対称性は大きいと想定されるので、いずれも政策的な関与が必要と考える。ロナルド・H・コース『企業・市場・法』(東洋経済新報社、1992年) 参照。
- 7) 平山洋介『住宅政策の何が問題か』(光文社新書、2009年) 参照。
- 8) パットナム『孤独なボウリング』(柏書房、2006年) 参照。
- 9) 住宅共同組合が所有するマンションの実例はスウェーデンで主流であったが、最近はスウェーデンでも区分所有形態のマンションが建築されてきている。水村容子『スウェーデン「住み続ける」社会のデザイン』(彰国社、2013年) 参照。

p. 191 第3節 参考資料

(1) 都市再生特別措置法

地方都市や住宅市街地対策としては、第5章の都市再生整備計画の部分を参照。なお、第5章の特例は、都市計画区域に限定されることにも留意してほしい。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%8d%c4%90%b6%93%c1%95%ca%91%5b%92%75%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H14HO022&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(2) 地方都市における地域SPC法人への出融資

一般財団法人民間都市開発推進機構のまち再生出資が活用できる。

http://www.minto.or.jp/archives/results_02.html

(3) 居住支援協議会

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条に居住支援協議会が規定されている。住宅局はこれを社会的弱者への住宅対策として提案するが、協議会は法人格がなく事業を実施できないので、これを実際の地域の支援主体とすることには課題がある。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%76%94%7a%97%b6&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H19HO112&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

第4章 緑、景観、歴史文化、環境を守る

p. 215 第1節

■注

- 1) http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/01_h25.pdf
- 2) <http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263876.html>
- 3) <http://www.aij.or.jp/jpn/databox/2009/20090422-1.pdf>
- 4) 水島信『完　ドイツ流まちづくり読本』(鹿島出版会、2015年)では、絶対高さ制限について疑問を呈している。
- 5) 東京都が、社会資本整備審議会に提出した資料においては、東京都は総合設計の運用改善として、絶対高さ導入に伴い、タワー型を誘導しない制度案を要望している。
<http://www.mlit.go.jp/common/000036501.pdf>
- 6) http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/keikaku/documents/takasa_henkou_h25.pdf
- 7) [http://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/dlw_reiki/425901010038000000MH/425901010038000000MH.html](http://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/dlw_reiki/425901010038000000MH/425901010038000000MH/425901010038000000MH.html)
[http://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/dlw_reiki/422901010025000000MH/422901010025000000MH.html](http://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/dlw_reiki/422901010025000000MH/422901010025000000MH/422901010025000000MH.html)
- 8) http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000025.html
- 9) <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/keikan/pdf/keikan-shishin02.pdf>
- 10) 歴史的建築物や市街地内の緑地を保全するための財源としてそれらの土地に係る容積率の移転を認める制度については、大都市のように容積率を利用したい民間事業者が常に存在する都市以外の地方都市では、歴史的建築物等への制限に併せて適切にその補償的な金銭支払いができないこと、容積率を受ける土地の周辺環境とのチェックが個別に必要となること、空間地上権を譲渡した場合の課税関係が発生することなど、実際の運用には課題がある。当面、容積率特例を使う場合に民間事業者等から負担金を收受するなど都市計画財源を都市計画基金として積み立て、隨時、歴史的建築物等の所有者等へ助成などを行うという、市町村行政が関与する仕組みを導入することが望ましいと考える。
- 11) http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/stte_018.pdf
- 12) http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u60_05.pdf
- 13) 以下のURL参照。
<http://president.jp/articles/-/10326>

p. 224 第2節

■注

- 1) 厚生労働省の資料によると、地域包括ケアは中学校単位としているが、具体的な地域イメージや必要な居住人口密度といった指標は存在しない。
- 2) 飯田直彦「基盤施設の経営からみた都市周辺部の土地利用計画」(川上光彦ほか『人口減少時代における土地利用計画』学芸出版社、2010年) 参照。
- 3) 地方再生政策、地方創生政策については拙稿参照。
http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/research_01.pdf
http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/research_06.pdf
- 4) 玉川英則ほか『コンパクトシティ再考』(学芸出版社、2008年) p. 91 では、コンパクトシティでは、建物密度が上がり、単位面積当たりの冷房排熱が大きく、風も通りにくいため、ヒートアイランド現象を起こすことを指摘している。
- 5) コンパクトシティでエネルギー効率を上げる手法として、地域冷暖房が事例によくあがるが、下田吉之『都市エネルギーシステム入門』(学芸出版社、2014年) p. 154 では、建物個別の熱源システムのダウンサイ징によって、地域冷暖房のメリットが失われる可能性を指摘している。
- 6) 埼玉大学の谷先生の今昔マップ参照。 <http://ktgis.net/kjmapw/>
- 7) 小浦久子「景観計画による都市周辺部における土地利用管理の総合化」(川上光彦ほか『人口減少時代における土地利用計画』(学芸出版社、2010年)) 参照。
- 8) 明治大学園田真理子先生のアドバイスによる。
- 9) 北原啓司「地方都市における街なか居住の実態と政策課題について」(都市住宅学会、2006年)、北原啓司「コンパクトシティにおける郊外居住の持続可能性とは」(住宅研究総合財団招待講演、2011年)
- 10) 高さ制限に伴う既存不適格の上手な取り扱い事例については、大澤昭彦『高さ制限とまちづくり』(学芸出版社、2014年) 参照。
- 11) 東洋大学岡本和彦先生のアドバイスによる。
- 12) 拙稿参照。
<http://sho.ji1217.blog52.fc2.com/blog-entry-3030.html>
- 13) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案の参議院附帯決議。
http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/f072_051301.pdf

p. 227 第3節 参考資料

(1) 公園など緑環境を守る法律

都市公園法と都市緑地法があり、特に後者は最近制度が精緻化している。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%8c%f6%89%80%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S31H0079&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%97%ce%92%6e%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S48H0072&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(2) 都市計画税の使途を限定した条文

地方税法第 702 条において、都市計画税は都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てると明記されている。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%92%6e%95%fb%90%c5%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25H0226&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(3) 都市計画税の余剰が生じていることを明らかにした質問趣意書及び答弁書

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a167021.htm

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b167021.htm

(4) 都市計画税に余剰が出た場合に特別会計で積み立てるよう指導する総務省内かんが引用されている論文

http://www.masse.or.jp/ikkrwebBrowse/material/files/200807_p30.pdf

(5) 都市計画事業の受益者負担金の規定

都市計画法第 75 条に受益者負担金が規定されている。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%8c%76%89%e6%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S43H0100&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(6) 最近の受益者負担金に関する判例

下水道受益者負担金についての最近の判例。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=15229

(7) 景観法

景観法は、国土交通省だけでなく、農林水産省の農地景観や環境省の自然公園関係は規定されているものの、文化庁所管の重要文化景観については、文化財保護法第 134 条から第 140 条に規定されており、ここで文化庁長官への届出手続などが定められている。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8c%69%8a%cf%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H16H0110&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%95%b6%89%bb%8d%e0%95%db%8c%e c%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25H021 4&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(8) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%f0%8e%6a%93%49%95%97%92%7 6&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H20H0040&H_RY AKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(9) 高度地区に関する規定

高度地区に関する規定は、都市計画法第8条第1項第3号、第3項第2号ト、第9条第17項、建築基準法第58条に定められている。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%73%8e%73%8c%76%89%e6%96%4 0&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S43H0100&H_RY AKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8c%9a%92%7a%8a%ee%8f%80%96%4 0&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25H0201&H_RY AKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(10) 都市の低炭素化の促進に関する法律

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%92%e1%92%59%91%66&H_NAME_YOM I=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H24H0084&H_RYAKU=1&H_CTG= 1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(11) 立地適正化計画

都市再生特別措置法第6章参照。

立地適正化計画の運用指針は、都市計画運用指針の中で位置づけられている。以下の新旧対照表が立地適正化計画の運用指針としてはわかりやすい。なお、立地適正化計画は市町村マスタープランに「みなされる」が、都市計画ではないことに注意。

<http://www.mlit.go.jp/common/001049831.pdf>

(12) 立地適正化計画に係る支援制度

概要は以下の資料参照。特に都市機能立地支援事業では、公有地の上の民間建築物などで公有地の借地料を軽減した場合など一定の地方公共団体の支援があれば、直接民間事業者に対して補助することができる。

<http://www.mlit.go.jp/common/001050253.pdf>

また、一般財団法人民間都市開発推進機構のまち再生出資の規模要件や支援対象額が、立地適正化計画に位置づけられた誘導施設については緩和されている。

終 章 政策課題に対応するための都市計画の政策体系

p. 237

■注

- 1) 拙稿の最後の参考を参照。 http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u60_05.pdf

筆者ブログ「革新的国家公務員を目指して」

<http://blog.livedoor.jp/shoji1217/>